

関東信越税理士会 熊谷支部 11月例会次第

日時 平成29年11月7日(火)

午前9時30分～

場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

- | | | | |
|---------------|------------------|---|------------|
| (1) 10月 6日(金) | 支部例会・署との協議会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (2) 10月16日(月) | 支部広報部会 | 於 | 支部事務局 |
| (3) 10月23日(月) | 大里地区租税教育推進協議会役員会 | 於 | 埼玉県熊谷地方庁舎 |
| (4) 11月 1日(水) | 熊谷税務署との綱紀監察協議会 | 於 | 熊谷税務署 |
| (5) 11月 1日(水) | 熊谷税務署との書面添付協議会 | 於 | 熊谷税務署 |
| (6) 11月 1日(水) | 正副支部長会・署との協議会 | 於 | 熊谷税務署 |
| (7) 11月 1日(水) | 正副支部長・地域長会議 | 於 | 支部事務局 |
| (8) 11月 5日(日) | 支部広報部えびす市にて広報活動 | 於 | 熊谷市 |

2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 例会・署との協議会
日時 11月7日(火)午前9時30分～
場所 ホテルガーデンパレス
- (2) 県北ブロック研修会
日時 11月7日(火)午後1時00分～5時00分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 相続税実務に役立つ裁決・判例を確認する
講師 税理士 岩下忠吾先生
- (3) 歩け歩け大会
日時 11月8日(水)
場所 秩父札所めぐり
- (4) 平成29年度納税表彰式
日時 11月15日(水)午後3時00分～
場所 文化創造館さくらめいと
- (5) 農業青色申告会との協議会
日時 11月16日(木)午前10時00分～
場所 JAくまがや北部営農センター
- (6) 熊谷税務署との協議会
日時 12月1日(金)午後4時00分～
場所 熊谷税務署
- (7) 正副支部長・地域長会議
日時 12月1日(金)午後4時45分～
場所 支部事務局

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

《支部推薦》

熊谷市特別職報酬等審議会委員 清水茂昭会員

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

新規入会

武田 司(平成29年10月26日登録 深谷地区)

〒366-0052 深谷市上柴町西4-17-3 辻・本郷税理士法人

TEL 048-571-4619 FAX 048-571-8158

転出

栗林昭人(平成29年10月1日 大宮支部へ転出)

〒330-0802 大宮区宮町2-55-2 第一大宮ビルB1回 税理士法人優貴会さいたま本部

TEL 048-782-6941 FAX 048-782-6942

上野幸一(平成29年10月16日 川越支部へ転出)

〒350-1123 川越市脇田本町6-1 伊東ビル5F 佐藤奈穂里税理士事務所

TEL 049-241-9598

6. 次回例会予定

場所 ホテルガーデンパレス

日時 12月7日(木) 午後3時30分～ 署との協議会・例会

午後4時30分～ 忘年会

バス 午後12時40分 熊谷駅南口・市役所発

7. 次回研修予定

場所 ホテルガーデンパレス

日時 12月7日(木)午後1時30分～3時20分

内容 「税理士法」・「書面添付」

講師 熊谷税務署総務課長 久須美潤氏・担当官

単位 2単位

8. 支部ホームページ

ユーザー名 kumazei

パスワード kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.kumazei.or.jp>

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます。

* 今後の例会日日程を掲載しました。(平成29年11月7日現在)

1月例会	1月15日(月)	午前9時30分～
2月例会	2月7日(水)	午前9時30分～
3月例会	3月27日(火)	午後4時00分～

* 予定ですので変更になる場合もあります。

e-tax・L-taxの利用を推進しましょう。

平成29年11月7日

会員・準会員各位

関東信越税理士会熊谷支部

支部長 寺山智久

副支部長 藤野佳子

地域長 山崎浩成

12月支部例会・忘年会について

日時 12月7日(木)

13:30～15:20 支部研修会 (受付 13:00～)

15:30～16:00 署との協議会

16:00～16:30 支部例会

16:30～18:30 忘年会

場所 ホテルガーデンパレス

(忘年会会費として当日¥3,000集金いたします。)

バス 午後12時40分に熊谷市役所・熊谷駅南口より出発

支部研修会について

*書面添付・税理士法 13:30～15:20

講師 熊谷税務署総務課長 久須美潤氏・担当官

*下記の出欠表を11月24日(金)までに支部事務局宛ご提出下さい。

FAX 521-9612

12月7日(木) の忘年会に

出席 ・ 欠席 します。

氏名 _____

平成29年11月 7日

会員各位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 寺山智久
地域長 山崎浩成
副支部長 福島泰彦
綱紀監察部長 根岸文男
業務対策部長 森田正男
研修部長 中村武司

税理士会36時間規定研修 平成29年度支部研修会のご案内

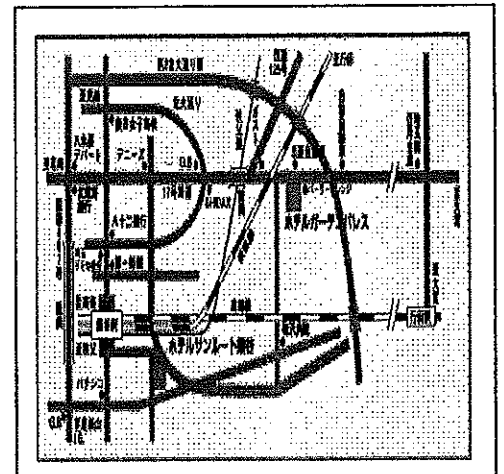
拝啓 菊薫る今日このごろ、会員の先生方におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の要領にて研修会を開催いたしますので、何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員並びに事務所職員の皆様にご出席頂けますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

日時 平成29年12月7日(木) 午後1時30分～3時20分
受付 午後1時00分～
場所 ホテルガーデンパレス
内容 『税理士法』
『書面添付』
講師 熊谷税務署総務課長 久須美潤氏・担当官
対象 税理士会会員及び職員
バス 午後12時40分に下記の2カ所よりバスが発進
します
熊谷市役所付近 熊谷駅南口
単位 2単位 受講カードを忘れないようにして下さい



*11月24日(金)までに支部事務局宛お申し込み下さい。

きりとり不要 FAX 048-521-9612

平成29年12月7日の支部研修会出席人数は

会員 _____ 名 事務所職員 _____ 名 合計 _____ 名

会員事務所名 _____

収入保険制度普及・推進事業における青色申告相談に関する契約書 (案)

委託者 埼玉県農業共済組合 (以下「甲」という。) と受託者 関東信越税理士会埼玉県支部連合会 (以下「乙」という。) は、青色申告相談業務に関し、下記のとおり契約した。

(委託業務の内容)

第1条 甲は乙に対し、次の事項を委託し、乙はこれを受託する。

- (1) 収入保険制度普及・推進事業における農業者の青色申告に関する相談窓口としての対応
- (2) 白色申告農業者に対する青色申告普及指導
- (3) 所得税申告に関する記帳指導 (相談窓口の設置場所)

第2条 相談窓口は、次の事務所所在地に設置する。

ただし、越谷支所については、建物収容能力が低いいため、JA 越谷市営農経済センターを利用することとする。

(1) 本所

さいたま市大宮区北袋町1丁目340番地

(2) 統括支所及び支所

① 中部統括支所 川越市大字久下戸 3523 番地 1

② 東松山支所 東松山市大字古凍 28-1

③ 上尾支所 上尾市大字西門前 523-1 番地

④ 北部統括支所 熊谷市三ヶ尻 322 番地

⑤ 本庄支所 本庄市栄3丁目8番20号

⑥ 秩父支所 秩父市永田町1番8号

⑦ 東部統括支所 行田市大字下須戸 913 番地

⑧ 宮代支所 宮代町大字須賀 700 番地 1

⑨ 越谷支所 (JA 越谷市営農経済センター) 越谷市増林2丁目82番地

熊谷支所が6名

(契約の期間)

第3条 相談窓口の設置時期とその期間は次のとおりとするが、具体的な日時については、甲乙相談の上決定する。

- (1) 設置時期 平成29年12月上旬日の3日間及び平成30年1月下旬日の3日間
- (2) 対応期間 1回開催を3日間とし、事務所ごとに2回開催とする

(諸謝金の額)

第4条 乙に対する諸謝金の額は、以下のとおりとする。

金

20,000

円 (税込)

(うち消費税の額

円)

+ 昼食代あり

(秘密の保持等)

第5条 乙は、業務の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らし、又は業務の履行以外の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

9 ~ 17 (昼食代10円)

日税連広報企画「文化放送」ラジオ放送のお知らせ

支部長 各位

日ごろは会務運営に特段のご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、日本税理士会連合会では時機を捉えて、税理士制度及び税理士のPR活動を展開しています。

このたび、メディアを活用した広報活動として、文化放送「レコメン！」に、11月中の毎週月曜日に10分程度「税理士という職業の紹介と魅力を聞き出せ！」というテーマで、北陸税理士会所属の渡辺雅之税理士が出演します。

ご承知おきくださいますとともに、支部会員の皆様へご周知くださいますようお願いいたします。

◆放送日時：平成29年11月6日、13日、20日、27日
(毎週月曜・全4回) 24時(火曜0時)～

◆放送番組：文化放送「レコメン！」

平成29年11月2日

広報部長 板垣 弘一

総合企画部長 大西 勉

各省庁及び日税連からのお知らせと最新資料
(税を考える週間、研究開発税制 Q&A、日税連諮問) について (周知依頼)

支部長 各位

日ごろは、会務運営にご協力いただき誠にありがとうございます。以下の 3 点につきまして、有用な情報であることから会員の皆様へご周知くださいますようお願い申し上げます。

1. 国税庁「税を考える週間」取組紹介ページについて

国税庁は 10 月 20 日「税を考える週間」の取組紹介ページを公開しました。今年は「暮らしを支える税」をテーマとして、国民生活と税の関わりを理解してもらうことにより、国民各層の納税意識の向上を図ることとしています。当該ページでは、税を考える週間における国税庁の取組みが紹介されているほか、国税庁の仕事についての動画や税についての講演会資料等が公開されています。

● 国税庁「税を考える週間 国税庁の取組紹介」

→ <http://www.nta.go.jp/kohyo/katsudou/week/index.htm>

2. 経済産業省「研究開発税制 Q&A」の公表について

経済産業省は、平成 29 年度税制改正における研究開発税制の拡充を反映させた「2017 研究開発税制 Q&A」を公開しました。研究開発税制は、試験研究費に対する税額控除制度であり、青色申告法人の各事業年度に試験研究費が発生した場合、その総額のうち一定割合に相当する金額がその事業年度の法人税額から控除されます。なお、当該パンフレットは沖縄税理士会調査研究部が執筆し、日本税理士会連合会調査研究部が監修しています。

● 経済産業省「2017 研究開発税制 Q&A」

→ http://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/taxpamphlet2017.pdf

3. 日税連諮問「個人所得課税における控除方式と負担調整のあり方について」

日本税理士会連合会は、会長の諮問機関である税制審議会に、平成 29 年度諮問事項「個人所得課税における控除方式と負担調整のあり方について」を諮問しました。

税制審議会は諮問に応じ、税制並びに税務行政全般について調査・審議を行い、その結果を会長に答申することとなっています。また、この答申は、日本税理士会連合会が、関係省庁に提出する税制改正建議書に反映されます。

● 日税連「個人所得課税における控除方式と負担調整のあり方について」

→ http://www.nichizeiren.or.jp/wp-content/uploads/doc/nichizeiren/business/taxcouncil/shimon_H29.pdf

平成 29 年 11 月 6 日

総合企画部長 大西 勉

日時 平成29年11月7日(火)
9時30分～
場所 ホテルグランドパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

- (1) 平成29年度「税を考える週間」について (総務課)
期間：平成29年11月11日(土)～17日(金)
今年のテーマ：「暮らしを支える税」
別添1『平成29年度「税を考える週間」行事予定』参照

11月11日(土)～17日(金)は、「税を考える週間」です。

国民の皆様には租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っていますが、毎年11月11日から17

日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。
今年の「税を考える週間」では、「暮らしを支える税」をテーマとして、国民の皆様
に国民生活と税の関わりを理解してもらうことにより、国民各層の納税意識の
向上を図ることとしています。

熊谷税務署では、「納税表彰式」、「税務署長講演会（租税教室）」及び「税につい
ての作文・標語の展示」等を予定しております。

(2) 納税証明書オンライン請求の利用勧奨文の発送について (管理運営部門)

- イ 発送日 平成29年11月7日(火)
- ロ 対象者 昨年度に税務署の窓口において納税証明書の交付請求手続きを複
数回行った者のうち、e-Tax利用開始届出書の提出がある者
別添2「納税証明書のオンライン請求をご利用ください!」参照
別添3「納税証明書のオンライン請求(リーフレット)」参照

納税証明書オンライン請求の利用勧奨文の発送について、別添2「納税証明書の
オンライン請求をご利用ください!」の文書に、別添3「納税証明書のオンラ
イン請求」のリーフレットを同封して、対象者に対して11月7日(火)に発送い
たします。

関与先等から照会がありましたらご指導をお願いいたします。

(3) 平成29年分所得税及び復興特別所得税の予定納税(第二期分)について (管理運営部門)

- イ 納期限 平成29年11月30日(木)
- ロ 振替納税利用者の振替日 平成29年11月30日(木)
- ハ 振替納税未利用者への納付書送付日 平成29年11月2日(木)

予定納税(第二期分)の納期限は11月30日(木)です。

振替納税の振替日につきましても、納期限と同日の11月30日(木)となります
ので、関与先等に対しまして、前日までの残高確認をご指導いただきますようお
願いいたします。

振替納税を利用していない方への納付書は11月2日(木)に発送しております。

お送りした納付書には口座振替依頼書を同封しておりますが、確定申告分から
の利用となりますので、予定納税第二期分は納付書で納付いただきますよう、ご
指導をお願いいたします。

- (4) 決算説明会の開催について (個人課税部門)
別添4「平成29年度決算等説明会日程」参照

本年は、別添4「平成29年度決算等説明会日程」の日程等で開催いたします。
説明会講師を担当される先生方におかれましては、年末を控えお忙しい中ありがとうございます。研修講師用資料につきましては用意でき次第、早急にお渡しします。

- (5) 財産債務調書及び国外財産調書の未提出者等への照会文書の送付について (個人課税部門)

別添5「財産債務調書の提出義務の確認について」参照
別添6「国外財産調書の提出義務の確認について」参照
別添7「財産債務調書制度のあらまし」参照
別添8『ご存じですか?「国外財産調書」』参照

財産債務調書及び国外財産調書の未提出者に対する照会文書(別添5「財産債務調書の提出義務の確認について」、別添6「国外財産調書の提出義務の確認について」)が既に10月27日(金)に国税局文書照会センターから該当すると思われる方に対して発送されております。

各調書を提出しなければならない方につきましては、別添7「財産債務調書制度のあらまし」と別添8『ご存じですか?「国外財産調書」』を念のためにご確認願います。

照会文書に対するご質問は国税局文書照会センターとなっておりますが、関与先から質問等があった場合にはご指導いただくようご協力をお願いします。

- (6) 公正取引委員会及び中小企業庁が実施する「消費税の転嫁拒否等に関する調査」に係る調査票の送付について (個人課税部門)
別添9『公正取引委員会及び中小企業庁が実施する「消費税の転嫁拒否等に関する調査」に係る調査票の送付について』参照

消費税の円滑かつ適正な転嫁については、政府全体で取り組むこととしております。公正取引委員会及び中小企業庁では、取引先事業者から消費税の転嫁拒否等の法律上問題のある行為の是正につなげるため、表題の調査を実施しております。

幅広く情報を収集するため公正取引委員会及び中小企業庁から調査票の送付について国税当局に対し協力依頼があり、別添9「消費税の転嫁拒否等に関する調査(平成29年度)」の調査票を11月の上旬と中旬の2回に分け送付することとなりました。

送付した資料には記載方法をはじめ、問合せ先なども掲載されております。調査票につきましても関与先から問い合わせがあった場合にはご指導いただきますよう、あわせてお願いいたします。

(7) 確定申告期の税務支援について

(個人課税部門)

イ 協議派遣事業におけるe-Tax (代理送信) の推進について

平成29年分確定申告期において、税理士会熊谷支部と青色申告会及び農業青色申告会との間で行われる協議派遣による申告相談会では、先生方の代理送信によるe-Taxの積極的なご利用をお願いいたします。

代理送信によるe-Taxが徹底されるよう10の青色申告会・5つの農業青色申告会ともに、平成29年分は国税庁HP確定申告書等作成コーナーを利用した相談体制をとることで協議をしております。

先生方におかれましても、昨年まで手書きで申告書を作成していた各会でも平成29年分は国税庁HP確定申告書等作成コーナーを利用した作成になるとのご理解をお願いいたします。

なお、先生方の事務所で使用しているベンダーとは操作方法等異なるところもあるかと思われます。

また、次にお伝えする無料相談会場でも国税庁HP確定申告書等作成コーナーを利用いたします。操作方法等につきましては本年度も埼玉工業大学の協力を得てe-Tax研修会を開催する方向で調整をしておりますので、操作方法等に不安がある先生におかれましては積極的な参加をお願いいたします。

ロ 無料申告相談の日程等について

平成29年分確定申告期の無料申告相談を本年度も税理士会熊谷支部の先生方をお願いすることが決定しております。

おって、熊谷支部から派遣に関し協力依頼等ご連絡があるものと思われます。

確定申告期間中のご多忙の中、大変恐縮ではございますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

(8) 「財産評価基本通達の一部改正について」通達等のあらましについて (情報)

(資産課税部門)

①地積規模の大きな宅地の評価の新設、②取引相場のない株式等の評価 (株式保有特定会社の判定基準の見直し) について、改正が行われたことにより、その「あらまし」が、国税庁HPの新着情報に掲載されておりますので参考としてください。

特に、地積規模の大きな宅地の評価につきましては、従来の「広大地の評価」を廃止し、新設されたものであり、その適用時期は平成30年1月1日以後に相続、遺贈又は贈与により取得した財産の評価に適用されることとなりますのでご留意願います。

添付書類

- 1 平成29年度「税を考える週間」行事予定
- 2 納税証明書のオンライン請求をご利用ください！
- 3 納税証明書のオンライン請求（リーフレット）
- 4 平成29年度決算等説明会日程
- 5 財産債務調書の提出義務の確認について
- 6 国外財産調書の提出義務の確認について
- 7 財産債務調書制度のあらまし
- 8 ご存じですか？「国外財産調書」
- 9 公正取引委員会及び中小企業庁が実施する「消費税の転嫁拒否等に関する調査」に係る調査票の送付について

5 県税事務所からの連絡事項

(1) 平成28年度個人住民税納税率等について

別添「平成28年度個人住民税納税率等について」

別添「個人住民税は給与からの特別徴収が原則です！」参照

県全体では前年比1.0ポイント増の94.3%となった。

管内では3市町とも1ポイント以上アップし、県平均以上となり、熊谷市、寄居町は全国平均を上回った。

県平均は依然として全国平均を下回ることから、さらなる取組強化が必要である。

特に、給与からの特別徴収のさらなる徹底に向け、御指導、御協力をお願いしたい。

(2) 11月は個人事業税の第2期分の納期です！

11月30日(木)が納期限となります。納期内納付への御指導、御協力をお願いします。

6 熊谷市役所からの連絡事項

(1) 給与支払報告書総括表の送付及びeLTAXの利用促進について (市民税課)

別添「eLTAX」参照

(2) 固定資産税償却資産申告について (資産税課)

別添「償却資産(固定資産税)申告の手引」参照

(3) 企業立地の支援制度について (商工業振興課)

別添「熊谷市企業立地支援ガイド」参照

平成 29 年度「税を考える週間」行事予定

1 納税表彰式

日 時 11月15日(水)午後3時～
場 所 熊谷文化創造館「さくらめいと」月のホール

2 講演会等

○行事名 三団体(法人会・青色申告会・納税貯蓄組合)
女性部共催「租税教室」

講師:熊谷税務署長 江原 哲夫

日 時 11月13日(月)午後2時～
場 所 ホテルガーデンパレス

○行事名 公益社団法人熊谷法人会主催
「税を考える週間」講演会

講師:宮川 俊二 氏(キャスター)

演題:「ニュースの目 ～報道キャスター裏話～」

日 時 11月13日(月)午後4時～
場 所 ホテルガーデンパレス

○行事名 納税貯蓄組合・法人会・間税会共催
税の作文・標語・絵はがき展

日 時 11月11日(土)～11月17日(金)
場 所 八木橋百貨店

○行事名 税の作文・標語展

日 時 11月11日(土)～11月17日(金)
場 所 熊谷税務署 1階玄関ロビー

○行事名 「税の作文」作品展

日 時 11月11日(土)～11月17日(金)
場 所 熊谷市役所

○行事名 「税の作文」作品展

日 時 11月11日(土)～11月17日(金)
場 所 深谷市役所

○行事名 「税の作文」作品展

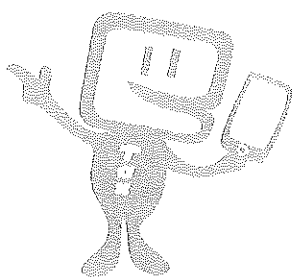
日 時 11月11日(土)～11月17日(金)
場 所 寄居町役場

平成29年11月7日

住所 (所在地)	
氏名 (法人名)	様 (御中)

熊谷税務署長

※この文書は、納税証明書の請求を行った方で、e-Tax
をご利用されている皆様にお送りしております。



納税証明書のオンライン請求を ご利用ください！

インターネットに接続されたパソコンやスマートフォン、タブレット端末があれば、電子証明書やICカードリーダライタがなくても、オンラインで納税証明書の請求が可能です。

納税証明書を請求される場合には、便利なオンライン請求を是非ご利用ください。

納税証明書のオンライン請求のメリット等については、同封のチラシをご覧ください。

税務署連絡先 熊谷税務署 管理運営担当 山本・福島

電話 048-521-4032

※ この文書は、行政指導として送付しているものであり、その責任者は表記の税務署長です。

納税証明書のオンライン請求の詳しい内容については、

e-Tax ホームページをご覧ください。

e-Tax ホームページ www.e-tax.nta.go.jp

国税庁
e-Tax
キャラクター
イータ君

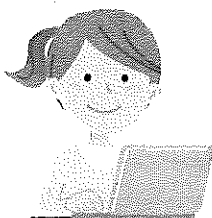
イータックス e-Taxを使った 納税証明書の オンライン請求を ぜひご利用ください!!

とても
便利!

▶ スマートフォンやタブレット端末からでも利用できます。

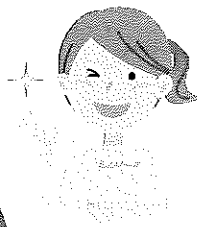
自宅等で 請求データを作成

自宅等のパソコンや
スマートフォン、
タブレット端末で
納税証明書請求
データを作成します。



税務署窓口で 本人確認後に受取

窓口で書面により
請求する場合と比べ
短い時間で
受け取れます。



(請求日当日の受取を指定された
場合には、多少お時間をいただく
ことがあります。)

オンライン請求

※電子署名及び電子証明書の
送信が不要です!!

メリット

1

手数料が安価です。

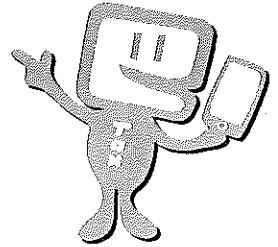
1 税目 1年度
1 枚 370円
(通常400円)

メリット

2

窓口での待ち時間が
短縮できます。

オンライン請求の手順



納税証明書のオンライン請求に当たっては、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)のe-Taxソフト(WEB版)またはe-Taxソフト(SP版)をご利用ください。
代理人による請求データの送信と税務署窓口での受取も可能です。
(代理人による受取には委任状が必要となります。)

1

自宅等のパソコンやスマートフォン等で納税証明書請求データを作成

- ▶ e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)のe-Taxソフト(WEB版)から作成できます。メインメニューの「申告・申請・納税」内の[新規作成]から、「納税証明書の交付請求(署名省略分)」を選択し作成してください。
 - ▶ スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Taxソフト(SP版)から作成できます。
(右のコードからアクセスしてください。www.e-tax.nta.go.jp/sp/index.html)⇒
- (注) e-Taxを初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。



2

オンライン請求

- ▶ 画面表示に従い必要事項を入力し、「送信」をクリック(タップ)してください。
- (注) 請求データの送信に電子署名及び電子証明書の添付は不要です。

3

税務署窓口で本人確認

- ▶ 税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類(運転免許証など)及び個人に係る請求の場合には番号確認書類(マイナンバーカードなど)をご提示ください。
- ▶ 代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類(運転免許証など)のほか、個人に係る請求の場合には本人の番号確認書類(マイナンバーカードなど)の写しが必要です。
- ▶ 本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものに分かります。
- ▶ 詳しくは国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご確認ください。

4

納税証明書の受取 手数料を納付し、納税証明書を受け取ります。

郵送
または
電子ファイルで
受け取る
場合

本人の電子署名を付与し、電子証明書を添付して送信することで、次の方法により納税証明書を受け取ることができます。

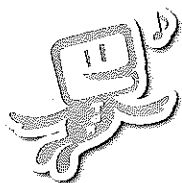
(注) e-Taxソフト(SP版)では、ご利用になれません。

電子証明書の取得やICカードリーダライタの購入等の事前準備が必要です。

インターネットバンキングやATM等からペイジーを利用して手数料(郵送の場合は手数料+郵送料)を電子納付する必要があります。

① 郵送で書面受取(別途郵送料がかかります。)

② e-Taxで電子納税証明書(電子ファイル)をダウンロード(ダウンロードした電子ファイルは有効期間内であれば何度でもお使いいただけます。)(注) あらかじめ、提出先に電子納税証明書(電子ファイル)の提出が可能か確認してください。



e-Taxの
利用可能時間

月曜日～金曜日の8時30分～24時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)

5月、8月、11月の最後の土曜日及び日曜日の8時30分～24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

e-Taxホームページ www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検索

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)に関する最新の情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Taxソフト・確定申告書作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は、「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(TEL.0570-01-5901)へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)です。

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

平成29年度 決算等説明会日程

青色決算説明会

開催月日	開催時間	対象者	講師	開催場所
29.12.1(金)	午前10時 ～正午	事業所得者	小林幹夫 税理士	熊谷文化創造館 さくらめいと 会議室1
	午後2時 ～4時	不動産所得者	神山隆夫 税理士	
29.12.8(金)	午前10時 ～正午	事業所得者	小林幹夫 税理士	

白色決算説明会

開催月日	開催時間	対象者	講師	開催場所
29.12.6(水)	午前10時 ～正午	事業所得者	荻原利彦 税理士	熊谷文化創造館 さくらめいと 会議室2

〒	様
---	---

一連番号	
------	--

平成 年 月 日

税 務 署 長

税務署長の 氏名の 及び署長の 押印は 省略して います

財産債務調書の提出義務の確認について

税務行政につきましては、日頃から御協力いただき、ありがとうございます。

「財産債務調書の提出制度」が創設され、所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出しなければならない方で、総所得金額及び山林所得金額の合計額（注1）が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産（注2）を有する方は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した「財産債務調書」を、その年の翌年の3月15日までに、所得税の納税地の所轄の税務署に提出しなければならないこととされています。

つきましては、平成28年12月31日時点における**財産債務調書の提出義務の有無について御確認いただき、提出が必要な場合には、早急に財産債務調書及び同合計表を提出していただきますようお願いいたします。**

なお、財産債務調書の提出が不要な場合については、お手数ですが、「財産債務調書の提出義務の確認結果（回答書）」を御記入の上、○月○日（ ）までに御回答願います。

御不明な点などございましたら、担当者までお問い合わせください。

- （注）1 申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除後の所得金額の合計額を加算した金額です。ただし、①純損失や雑損失の繰越控除、②居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、③特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、④上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、⑤特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除、⑥先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額をいいます。
- 2 「国外転出特例対象財産」とは、所得税法第60条の2第1項に規定する有価証券等並びに同条第2項に規定する未決済信用取引等及び同条第3項に規定する未決済デリバティブ取引に係る権利をいいます。

- 1 財産債務調書を提出期限内に提出した場合には、財産債務調書に記載がある財産債務に関して所得税等・相続税の申告漏れが生じたときであっても、その財産債務に係る過少申告加算税等が5%軽減されます。
- 2 財産債務調書を提出期限内に提出しなかった場合又は提出期限内に提出された財産債務調書に記載すべき財産債務の記載がない場合（記載が不十分と認められる場合を含みます。）に、その財産債務に関して所得税等の申告漏れ（死亡した方に係るものを除きます。）が生じたときは、その財産債務に係る過少申告加算税等が5%加重されます。

（注）提出期限後に財産債務調書を提出した場合であっても、その財産債務に関する所得税等又は相続税について、調査があったことにより更正又は決定があることを予知してされたものでないときは、その財産債務調書は提出期限内に提出されたものとみなして、1又は2の措置を適用することとされています。

連絡先	担当者	電話	
-----	-----	----	--

様

一連番号	
------	--

平成 年 月 日

税 務 署 長

税務署長の 氏名の記載 及び署長の 押印は省 略しています

国外財産調書の提出義務の確認について

税務行政につきましては、日頃から御協力いただき、ありがとうございます。

居住者の方で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、その財産の種類、数量及びその価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を、その年の翌年の3月15日までに、所轄の税務署に提出しなければならないこととされています。

つきましては、平成28年12月31日時点における**国外財産調書の提出義務の有無について御確認いただき、提出が必要な場合には、早急に国外財産調書及び同合計表を提出していただきますようお願いいたします。**

なお、国外財産調書の提出が不要な場合については、お手数ですが、「国外財産調書の提出義務の確認結果（回答書）」を御記入の上、○月○日（ ）までに御回答願います。

御不明な点などございましたら、担当者までお問い合わせください。

- 1 国外財産調書を提出期限内に提出した場合には、国外財産調書に記載がある国外財産に関して所得税等・相続税の申告漏れが生じたときであっても、その国外財産に係る過少申告加算税等が5%軽減されます。
- 2 国外財産調書を提出期限内に提出しなかった場合又は提出期限内に提出された国外財産調書に記載すべき国外財産の記載がない場合（記載が不十分と認められる場合を含みます。）に、その国外財産に関して所得税等の申告漏れ（死亡した方に係るものを除きます。）が生じたときは、その国外財産に係る過少申告加算税等が5%加重されます。
 （注）提出期限後に国外財産調書を提出した場合であっても、その国外財産に関する所得税等又は相続税について、調査があったことにより更正又は決定があることを予知してされたものでないときは、その国外財産調書は提出期限内に提出されたものとみなして、1又は2の措置を適用することとされています。
- 3 国外財産調書に偽りの記載をして提出した場合又は国外財産調書を正当な理由がなく提出期限内に提出しなかった場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。
 ただし、提出期限内に提出しなかった場合については、情状により、その刑を免除することができるとされています。

連絡先	担当者	電 話
-----	-----	-----

～税務署からのお知らせ～

「財産債務調書制度」のあらまし

制度の趣旨

平成 27 年度税制改正において、所得税・相続税の申告の適正性を確保する観点から、財産及び債務の明細書を見直し、一定の基準を満たす方に対し、その保有する財産及び債務に係る調書の提出を求める制度が平成 28 年 1 月から施行されています。

制度の概要等

◎ 財産債務調書を提出しなければならない方

所得税等の確定申告書を提出しなければならない方で、その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額（注 1）が 2,000 万円を超え、かつ、その年の 12 月 31 日において、その価額の合計額が 3 億円以上の財産又はその価額の合計額が 1 億円以上の国外転出特例対象財産（注 2）を有する方は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した財産債務調書を提出しなければなりません。

（注 1） 申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除後の所得金額の合計額を加算した金額です。ただし、①純損失や雑損失の繰越控除、②居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、③特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、④上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、⑤特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除、⑥先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額をいいます。

（注 2） 「国外転出特例対象財産」とは、所得税法第 60 条の 2 第 1 項に規定する有価証券等並びに同条第 2 項に規定する未決済信用取引等及び同条第 3 項に規定する未決済デリバティブ取引に係る権利をいいます。

◎ 財産の価額

財産の「価額」は、その年の 12 月 31 日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。

（注） 「時価」とは、その年の 12 月 31 日における財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、専門家による鑑定評価額、金融商品取引所等の公表する同日の最終価格（同日の最終価格がない場合には、同日前の最終価格のうち同日に最も近い日の価格）などをいいます。「見積価額」とは、その年の 12 月 31 日における財産の現況に応じ、その財産の取得価額や売買実例価額などを基に、合理的な方法により算定した価額をいいます。

なお、「見積価額」の具体的な算定方法につきましては、国税庁ホームページ（<http://www.ntago.jp>）に掲載している法令解釈通達等でご確認ください。

◎ 財産債務調書への記載事項

財産債務調書には、提出者の氏名・住所（又は居所）・マイナンバー（個人番号）に加え、財産の種類、数量、価額、所在及び債務の金額等を記載することとされています（財産及び債務に関する事項については、「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用）、「所在別」に記載する必要があります。）。

（注 1） 「事業用」とは、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供することをいい、「一般用」とは、当該事業又は業務以外の用に供することをいいます。

（注 2） マイナンバーを記載した財産債務調書を提出する際には、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。詳しくは国税庁ホームページ『社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉』（<http://www.ntago.jp/mynumberinfo/index.htm>）をご覧ください。（掲載 URL は平成 29 年 6 月現在のものです。）

◎ 財産債務調書の提出期限等

財産債務調書は、その年の翌年の 3 月 15 日までに所得税の納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

（注） その年の翌年 3 月 15 日が日曜日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日までに提出しなければなりません。

財産債務調書（合計表）の記載例

財産債務調書の提出に当たっては、別途、「財産債務調書合計表」を作成し、添付する必要があります。

(調書)

(合計表)

平成××年12月31日分 財産債務調書			
住所	東京都千代田区霞が関3-1-1		
氏名	国税 太郎		
個人番号	000000-0000000		
財産の種類	数量	評価額	備考
土地	専業用 東京都千代田区〇〇1-1-1	250㎡ 250,000,000円	
預貯金	普通預金 東京都千代田区〇〇2-2-2	50,561,915円	
有価証券	上場株式 配用 東京都港区〇〇3-1-1	5,000株 5,150,000円	
国外財産	国外財産調書に記載した国外財産の合計額 (うち土地所有権取得引当金の減額合計額 34,000,000円)		
		59,600,000円	
負債の合計額	180,717,100円	負債の合計額	23,500,000円

平成××年12月31日分 財産債務調書合計表			
個人番号	14×××××	個人番号	000000000000
住所	東京都千代田区霞が関3-1-1		
氏名	国税 太郎		
職業	会社員		
生年月日	31351210	収入控除	03,000×600×
収入控除	000000000		
財産の区分	財産の価額	負債の区分	負債の金額
土地	250000000	現金預金	6000000
建物	199000000	債権	3000000
債権	1805384	有価証券	10000000
負債	38961916	負債合計	
負債	6450000	負債合計	23500000
負債	6500000		
財産の区分ごとに価額の合計額を記入	300000000		
	140000000		
全ての財産の価額と負債の金額の合計額を記入	290000000		
	300000000		
	3000000		
	1500000		

※ 財産債務調書を提出する方が、「国外財産調書」を提出する場合には、その財産債務調書には、国外財産調書に記載した国外財産に関する事項（当該国外財産の価額を除きます。）の記載は要しないこととされています。

その他の措置

- ① 財産債務調書を提出期限内に提出した場合には、財産債務調書に記載がある財産又は債務に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても、過少申告加算税等が5%軽減されます。
- ② 財産債務調書の提出が提出期限内にない場合又は提出期限内に提出された財産債務調書に記載すべき財産又は債務の記載がない場合（重要なものの記載が不十分と認められる場合を含みます。）に、その財産又は債務に関して所得税の申告漏れ（死亡した方に係るものを除きます。）が生じたときは、過少申告加算税等が5%加重されます。

- 国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)には、調書や合計表の様式のほか、制度についてのFAQ、法令解釈通達等を掲載しております。
- 税務署での面接によるご相談を希望される方は、お待ちいただくことなく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時を予約（事前予約制）していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。

なお、ご予約の際には、お名前、ご住所、ご相談内容等をお伺いいたします。

ご存じですか？ 「国外財産調書」

居住者(非永住者の方を除きます。)の方で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、その国外財産の種類、数量、価額その他必要な事項を記載した「国外財産調書」を、その年の翌年3月15日までに、住所地等の所轄税務署に提出しなければなりません。

※ その年の翌年3月15日が日曜日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日までに提出しなければなりません。

国外財産調書制度には、適正な提出を確保するために、加算税の軽減・加重措置、罰則規定が設けられています。



- ① 国外財産調書を提出期限内に提出した場合には、国外財産調書に記載がある国外財産に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても、その国外財産に係る過少申告加算税等が5%軽減されます。
 - ② 国外財産調書の提出が提出期限内にない場合又は提出期限内に提出された国外財産調書に記載すべき国外財産の記載がない場合(重要なものの記載が不十分と認められる場合を含みます。)に、その国外財産に関して所得税の申告漏れ(死亡した方に係るものを除きます。)が生じたときは、その国外財産に係る過少申告加算税等が5%加重されます。
 - ③ 国外財産調書に偽りの記載をして提出した場合又は国外財産調書を正当な理由がなく提出期限内に提出しなかった場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。ただし、提出期限内に提出しなかった場合については、情状により、その刑を免除することができることとされています(※)。
- ※ 平成27年1月1日以後に提出すべき国外財産調書に係る違反行為について適用されます。



国外財産調書は、**e-Tax**でも提出することができます。

詳しくは国税庁HPをご覧ください
<http://www.nta.go.jp>

国税庁 国外財産

検索

クリック!

「国外財産調書制度」のあらまし

制度の趣旨

平成 24 年度税制改正において、適正な課税・徴収の確保を図る観点から、国外財産を保有する方からその保有する国外財産に係る調書の提出を求める制度として、「国外財産調書制度」が創設され、平成 26 年 1 月から施行されています。

制度の概要

◎ 国外財産調書を提出しなければならない方

居住者（「非永住者」の方を除きます。）の方で、その年の 12 月 31 日において、その価額の合計額が 5,000 万円を超える国外財産を有する方は、その財産の種類、数量、価額その他必要な事項を記載した国外財産調書を、その年の翌年の 3 月 15 日までに提出しなければなりません。

なお、国外財産調書の提出に当たっては、別途「国外財産調書合計表」を作成し、添付する必要があります。

（注 1）「非永住者」とは、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去 10 年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が 5 年以下である方をいいます。

（注 2）「国外財産」とは、「国外にある財産をいう」とされています。ここでいう「国外にある」とかどうかの判定については、財産の種類ごとに行うこととされ、例えば、次のように、その財産の所在、その財産の受入れをした営業所又は事業所の所在などによることとされています。

（例）・「不動産又は動産」は、その不動産又は動産の所在

・「預金、貯金又は積金」は、その預金、貯金又は積金の受入れをした営業所又は事業所の所在

・「有価証券等」は、その有価証券を管理する口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在

◎ 国外財産の価額

国外財産の「価額」は、その年の 12 月 31 日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。また、「邦貨換算」は、同日における「外国為替の売買相場」によることとされています。

（注）国外財産の「価額」の意義や「見積価額」の算定方法の例示、外貨で表示されている財産の邦貨換算の方法については、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）に掲載している法令解釈通達等や FAQ でご確認ください。

◎ 国外財産調書への記載事項

国外財産調書には、提出者の氏名・住所（又は居所）・マイナンバー（個人番号）に加え、国外財産の種類、数量、価額、所在等を記載することとされています（国外財産に関する事項については、「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用）、「所在別」に記載する必要があります。）。

（注 1）「事業用」とは、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供することをいい、「一般用」とは、当該事業又は業務以外の用に供することをいいます。

（注 2）マイナンバーを記載した国外財産調書を提出する際には、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。詳しくは国税庁ホームページ『社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉』（<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>）をご覧ください。（掲載 URL は平成 29 年 6 月現在のものです。）

◎ 「財産債務調書」との関係

国外財産調書を提出する方が、財産債務調書を提出する場合には、その財産債務調書には、国外財産調書に記載した国外財産に関する事項の記載は要しない（国外財産の価額を除く。）こととされています。

〒×××-××××
〇〇県△△市□□□□
××-×××-××
国税 太郎 殿
バーコード記載欄

(差出人)
 〇〇税務署
 〇〇県△△市□□□□××丁目×番地

平成 29 年 ● 月
 税 務 署

公正取引委員会及び中小企業庁が実施する「消費税の転嫁拒否等に関する調査」に係る調査票の送付について

日頃から税務行政について御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁については、政府全体で取り組むこととしています。

この取組の一環として、公正取引委員会及び中小企業庁では、商品又は役務（サービス）を供給している事業者が、取引先事業者から消費税の転嫁拒否等の法律上問題のある行為を受けていないかの実態を把握し、問題のある行為の是正につなげるため、「消費税の転嫁拒否等に関する調査」を実施しています。

この度、公正取引委員会及び中小企業庁から、事業者の皆様から幅広く情報を収集するため、消費税転嫁対策特別措置法第 16 条第 2 項に基づき、調査票の送付について協力依頼がありました。この協力依頼に応じて、同封の調査票を税務署から送付しています。

- 皆様の個人情報等について、税務署から公正取引委員会及び中小企業庁には一切提供していません。
- 回答用紙の回答者氏名欄等の記載は、任意となっています。
- 幅広く情報を収集するため、昨年度送付した方についても改めて送付しています。

本書面調査に関して御不明な点がありましたら、公正取引委員会及び中小企業庁が設置しています、以下の「照会センター」にお問い合わせください。

なお、当該取組については以下のホームページにも掲載していますので御参照ください。

お問い合わせ先（平成 29 年 10 月 18 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）

照会専用ナビダイヤル：0570-783-731

「照会センター」受付時間：平日 9:00～18:00（年末年始を除く。）

- 送付直後など電話がかかりづらい場合には、後日改めておかけ直してください。
- 中小企業庁ホームページ/消費税転嫁等拒否等に関する調査

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shouhizeichousa.htm>

公取取第202号
20170323中庁第3号
平成29年10月

代表者 殿

公正取引委員会

中小企業庁長官

消費税の転嫁拒否等に関する調査（平成29年度）

公正取引委員会及び中小企業庁は、商品又はサービス（役務）を供給している事業者（以下「供給事業者」といいます。）が、供給先の法人事業者（以下「取引先法人事業者」といいます。）から消費税の転嫁拒否等の法律上問題のある行為を受けていないかの実態を把握し、問題のある行為の是正につなげることを目的とする調査を行っています。

貴殿が供給事業者（取引先法人事業者に商品又はサービスを供給している事業者）である場合は、お忙しいところ恐縮ですが、本調査に御協力くださいますようお願いいたします（消費者との取引は本調査の対象ではありません。同封のパンフレットも御参照ください。）。

貴殿の回答内容について、この調査の目的以外に使用することは一切ありません。回答内容は、公正取引委員会、中小企業庁等の消費税の転嫁拒否等の行為に対する監視・取締りを担当する官公庁のみが適切に使用しますので、安心してありのままの事実を回答してください（回答は任意です。）。

記

- 1 提出物 回答用紙（貴殿に消費税の転嫁拒否等の問題のある行為をしている取引先法人事業者について回答してください。参考となる資料も添付できます。）
(注) 問題のある行為をしている取引先法人事業者がない場合は、回答いただく必要はありません。
- 2 提出方法 同封の返信用封筒に封入の上、郵送にて提出してください（切手不要）。
- 3 提出期限 平成29年12月15日（金）（提出期限を過ぎても提出いただけますが、返信用封筒の差出有効期限〔使用期限：平成30年3月31日〕に御注意ください。）

御不明な点等がありましたら、公正取引委員会及び中小企業庁が設置しています「照会センター」にお問い合わせください（平成29年10月18日から平成30年3月31日まで設置しています。）。

照会専用ナビダイヤル：0570-783-731 受付時間：平日9時～18時（年末年始を除く。）

<お詫び> 固定電話の場合、通話料金は、全国一律で3分間8.5円(税込9.18円)のご負担となります。

回答期限までは十分期間を設けておりますので、電話がかかりづらい場合は後日おかけ直しくさいますよう、お願いいたします。

回答用紙

公正取引委員会・中小企業庁

消費税率引き上げ後の状況について調査を行っています。

あなたは消費税率引き上げ分を取引先からきちんともらえていますか？

もし今、消費税8%分を受け取れていなかったら、この回答用紙で点検してみませんか。

以下A～Cの問いでは当てはまる項目にチェックマークを、裏面D・Eでは具体的な内容を可能な範囲で記入してください。Fの回答者欄も記入してください。

これまでの調査で回答いただいた結果、実際に不利益を改善することができた事例も同封しますので、回答前に是非ご一読ください。なお、ご回答いただいた内容についての秘密の厳守はもちろん、調査に当たっては、あなたが回答したことが相手に決して分からないように、細心の注意を払います。

回答は、あなたが法人事業者との取引で受け取る報酬、商品の対価について記入してください。

※記入例もご覧ください。また、消せるボールペンは使用しないでください。

回答用紙記入日 平成 年 月 日

A. 以下に当てはまることはありませんか？ ひとつでも当てはまる項目があれば消費税率引き上げ分をきちんともらえていないかもしれません。当てはまる項目があればマークしてください。

- 1. 取引先から消費税分を支払ってもらえない
- 2. 支払いの際に消費税分を差し引かれて支払われた
- 3. 税込みの取引で、消費税率が8%になっても総額は増税前と変わらなかった
- 4. 消費税8%分支払ってくれたが本体価格（税抜き価格）の値下げをされた
- 5. 消費税率8%になった時、引き上げ3%分の上乗せ交渉をしたが引き上げてもらえなかった
- 6. 取引先の指定した商品を買わないと消費税分を上乗せしないとされた
- 7. 本体価格（税抜き価格）での価格交渉を申し出たが応じてもらえなかった
- 8. 個人事業者、または免税事業者であることを理由に消費税率引き上げ分を支払ってもらえていない

B. 以下に当てはまることはありませんか？ 当てはまる項目があればマークしてください。

- 9. 契約・注文は常に口頭かメールである
- 10. 業界の慣習という理由で価格交渉ができないことがある
- 11. 取引条件の見直し・改善や価格交渉面で不安を感じている

C. AとBの問い全てに当てはまらない場合は、以下をマークしてください。

- 12. 上記1～11に該当することはひとつもない

裏面に続きます↓

D. AとBでマークした項目に関する具体的な内容を可能な範囲で記入してください。

マークした項目の具体的な内容	
----------------	--

※記述に代えて（又は記述に加えて）、取引先からの依頼文書やメールを印刷したもの、交渉の状況等を記載したメモ等のコピー（関係文書）を添付することもできます。

E. AとBでマークした項目の取引をしている法人事業者（商品・サービスの販売・提供先）の情報をできる限り詳しく記入してください（複数記入可）。

フリガナ				
名称				
主な事業	（一例：小売業、卸売業、製造業、建設業、運輸業など）			
本社所在地	都道府県		市区町村	
	番地等			
	電話番号	- -		

※記述に代えて（又は記述に加えて）、ホームページを印刷したもの等（名称・所在地が分かるもの）を添付することもできます。

F. 次欄に回答された方の必要事項を記入してください。

フリガナ		
回答された方の氏名	（屋号は記入不要）	
電話番号(携帯可)	- -	
お住まいの都道府県		
主な事業		

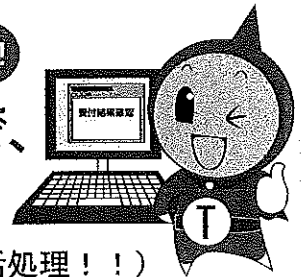
設問は以上です。ご協力ありがとうございました。回答用紙は同封の返信用封筒に封入の上、郵送にて提出してください（切手は不要です）。

エルタックス eLTAX

地方税申告もネットが便利!

自宅で、オフィスで、
らくらく申告!

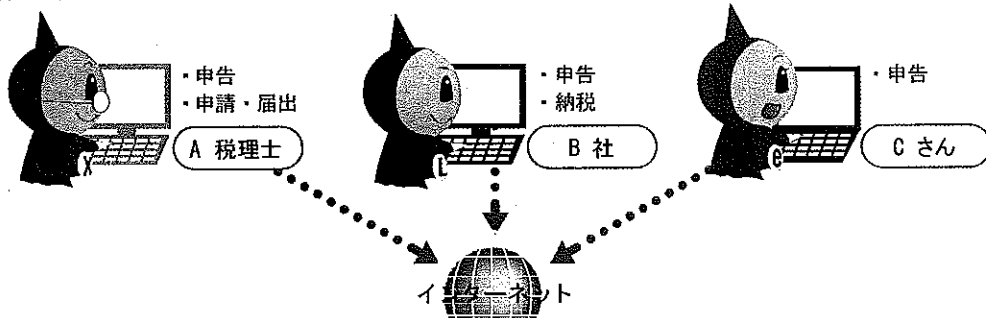
(複数の申告も、ネットなら一括処理!!)



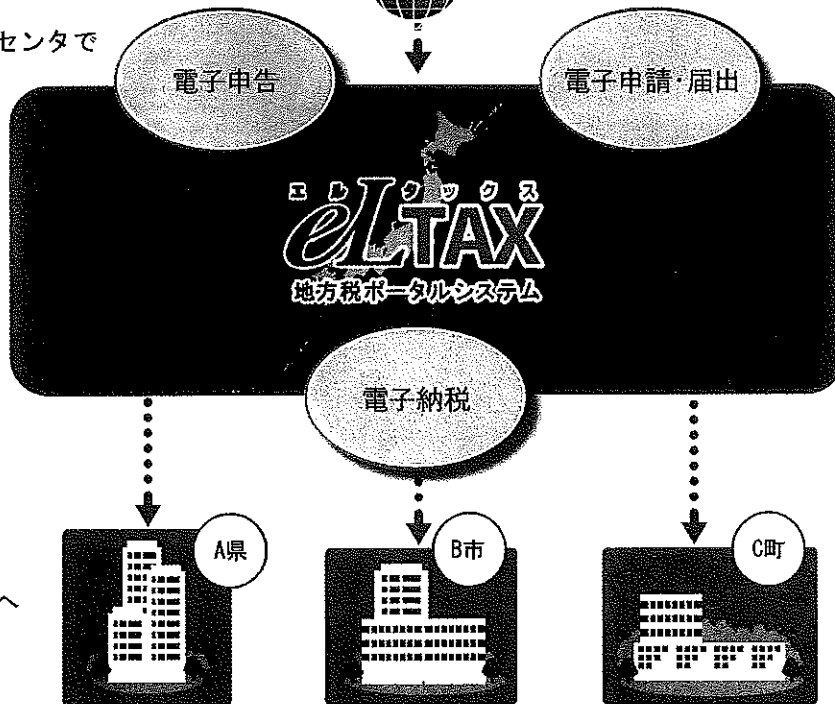
地方税ポータルシステム(eLTAX:エルタックス)は、地方税の手続きを電子的に行うシステムです。地方税の申告や納税を窓口に出向くことなく、自宅やオフィス、税理士事務所等のパソコンから、インターネットを通じて、簡単に行うことができます。もう、混雑する窓口へ出かける必要はありません。

eLTAXの概要

1. オフィス(自宅)からインターネットで申告します。



2. 地方税ポータルセンターで受付します。

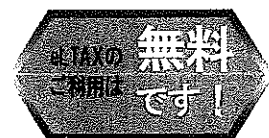


3. 各地方公共団体へ配信されます。

■利用時間

8:30 ~ 24:00 (土日祝、年末年始を除く。)

■料金について



eLTAXをご利用いただくにあたり、パソコン環境やインターネット接続環境、必要に応じて電子証明書などを事前に準備していただく必要があります。これらの準備には費用が必要なものもあります。

■平成29年度eLTAX休日運用日

- ・平成29年5月27日(土)、28日(日)
- ・平成29年8月26日(土)、27日(日)
- ・平成29年11月25日(土)、26日(日)
- ・平成30年1月20日(土)、21日(日)、27日(土)、28日(日)
- ・平成30年2月24日(土)、25日(日)

eLTAXで申告するメリット

◎手続きが自宅やオフィスでできる！

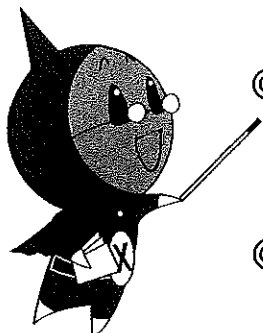
インターネットを利用するため、自宅やオフィスなどから手続きを行うことができます。

◎複数の申告も一括で処理できる！

利用者が作成した申告等の電子データを送信するだけで、ポータルセンターが提出先を判断し、それぞれの地方公共団体へ送信します。

◎申告書がラクラク作成できる！

様々な申告書の作成支援が受けられます。



eLTAXで利用できるサービス

すでに電子化されている申告手続きと関連性の高い申請・届出手続きや納付手続きがeLTAXから行えます。

提供サービスは順次追加していきます！

1 電子申告対象税目

- 法人都道府県民税
- 法人事業税
- 地方法人特別税
- 法人市町村民税
- 固定資産税(償却資産)
- 個人住民税(給与支払報告書や特別徴収関連手続)
- 事業所税

2 電子納税

- 申告手続きに関連した納付手続きが可能です。
- ※固定資産税(償却資産)を除く。

3 電子申請・届出

- 法人設立届出や異動届出等
- 申告手続きに関連した申請・届出手続き

※地方公共団体ごとに提供できるサービスが異なりますので各団体のホームページでご確認ください。

給与支払報告書・源泉徴収票の提出はeLTAXで！

平成29年1月から、国と地方にそれぞれ提出義務のある源泉徴収票・給与支払報告書を一括して、eLTAXで一元的に送信することが可能となりました。

利用届出の提出及び詳しい情報は
eLTAXホームページをご覧ください

▶ <http://www.eltax.jp/>

スマートフォン・携帯電話からもご覧いただけます。

※利用届出等の手続き、お問い合わせフォームやアンケートのご利用はできません。

電話(ヘルプデスク)による
お問い合わせは

▶ **0570-081459**

ヘルプデスク受付時間 9:00~17:00

(土日祝日・年末年始を除く)

▶ **03-5500-7010** (上記の電話番号でつながらない場合)

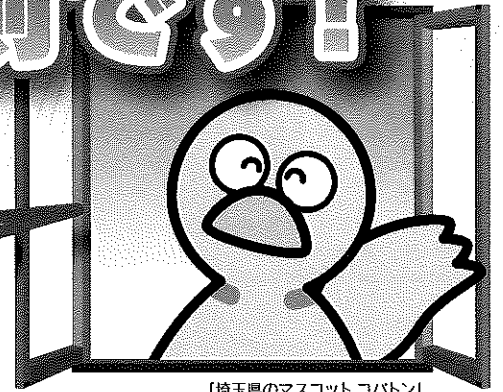
国税電子申告・納税システム(e-Tax)もご利用ください。 ▶ <http://www.e-tax.nta.go.jp/>



埼玉県と県内全市町村からの重要なお知らせです!

個人住民税は給与からの 特別徴収が原則です!

給与支給日の翌月10日までに
必ず納めてください。



「埼玉県のマスコット コバトン」

特別徴収義務者に指定する対象者(事業所)

▶ 所得税の源泉徴収義務のある給与等の支払者 ◀



「埼玉県のマスコット
さいたまっち」

所得税の源泉徴収を行っている事業所の皆様には、毎月支払う給与から個人住民税を差し引き、従業員等に代わって市町村に納めることが法律で義務付けられております。これを特別徴収といいます。

原則として全ての事業所に特別徴収していただきます。

〈当面、例外として普通徴収が認められる場合〉

次の理由【普A～普F】に該当する場合は、普通徴収(従業員が自分で納付)とすることができます。
(当面、普通徴収が認められます。給与支払報告書の提出時に「普通徴収切替理由書(兼仕切書(紙))」を提出してください。)

普A. 総従業員数が2人以下の事業所

(他の市町村を含む事業所全体の受給者の人数で、以下の普B～普Fの理由に該当して普通徴収とする対象者を除いた従業員数。)

普B. 他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている方(乙欄該当者)

(給与所得者が、複数の事業所から給与を支給されている場合、各市町村で取扱いが異なる場合があります。)

普C. 給与が少なく税額が引けない方

(個人住民税が非課税の場合など。)

普D. 給与の支払が不定期の方

(給与の支払が毎月でない方など。)

普E. 専従者給与が支給されている方(個人事業主のみ対象)

普F. 退職された方又は給与支払報告書を提出した年の5月31日までに退職予定の方

(休職等により4月1日現在で給与の支払を受けていない方を含みます。)

※前記の他、次の方は給与支払報告書により市町村で決定します。

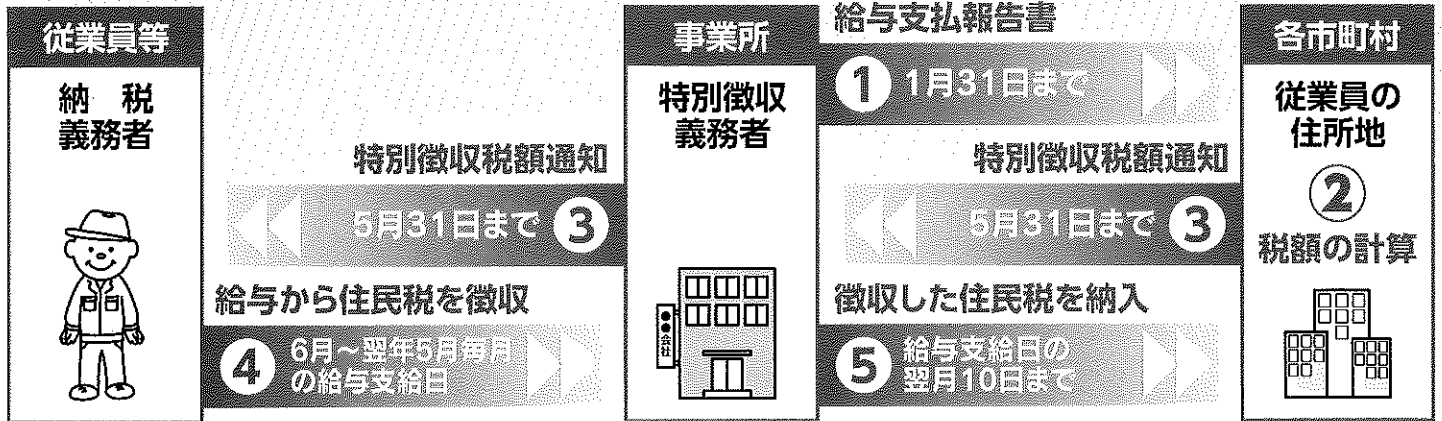
年間の給与所得が市町村条例で定める均等割非課税基準所得以下の方(均等割の非課税基準につきましては、各市町村により異なります。)

☆上記の普Aから普Fの普通徴収に該当する方がいる場合は、市町村に提出していただく給与支払報告書の摘要欄に普通徴収切替理由書の切替理由の記号(普A～普F)を記載してください。(eLTX等の電子媒体で提出する場合があります。)

特別徴収徹底の取組は、関東各都県(茨城県・栃木県・群馬県・
埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県)が連携して取り組んでいます!



特別徴収の方法による納税の仕組み



従業員のみなさま

- ①金融機関へ納税に出向く手間を省くことができます。
- ②普通徴収の納期が原則年4回であるのに対し、特別徴収は年12回であるため、1回あたりの負担が少なくてすみます。

例) 年額 12万円
特別徴収 1万円 x 12回
普通徴収 3万円 x 4回

事業所のみなさま

所得税のように、税額の計算や年末調整をする手間がいりません。

【納期の特例】従業員が常時10人未満の場合は、年12回の納期を年2回(12月10日・6月10日)とすることができます。
※特例を受ける場合は、別途申請が必要となります。

特別徴収を徹底する取組に対する問合せ先

埼玉県総務部個人県民税対策課 Tel.048-830-2647

具体的な手続きに関する問合せ先 (各市町村住民税担当課)

	市町村名	担当課	電話番号		市町村名	担当課	電話番号		市町村名	担当課	電話番号
あ	上尾市	市民税課	048-775-5132	さ	さいたま市	市民税課	048-829-1914	ひ	東松山市	課税課	0493-23-2221
	朝霞市	課税課	048-463-2852		坂戸市	課税課	049-283-1331		日高市	税務課	042-989-2111
い	伊奈町	税務課	048-721-2111	し	幸手市	税務課	0480-43-1111	ふ	深谷市	市民税課	048-571-1211
	入間市	市民税課	04-2964-1111		狭山市	市民税課	04-2953-1111		富士見市	税務課	049-252-7116
お	小川町	税務課	0493-72-1221	す	志木市	課税課	048-473-1111	ほ	ふじみ野市	税務課	049-262-9011
	小鹿野町	税務課	0494-75-4125		白岡市	税務課	0480-92-1111		本庄市	課税課	0495-25-1123
か	桶川市	税務課	048-786-3211	ち	杉戸町	税務課	0480-33-1111	ま	松伏町	税務課	048-991-1833
	越生町	税務課	049-292-3121		草加市	市民税課	048-922-1042		三郷市	市民税課	048-930-7706
き	春日部市	市民税課	048-736-1111	つ	秩父市	市民税課	0494-22-2209	み	美里町	総務税務課	0495-76-5131
	加須市	税務課	0480-62-1111		鶴ヶ島市	税務課	049-271-1111		皆野町	税務課	0494-62-1461
こ	神川町	税務課	0495-77-2116	と	ときがわ町	税務課	0493-65-1521	も	宮代町	税務課	0480-34-1111
	上里町	税務課	0495-35-1220		所沢市	市民税課	04-2998-9064		三芳町	税務課	049-258-0019
く	川口市	市民税課	048-258-1110	な	戸田市	税務課	048-441-1800	や	毛呂山町	税務課	049-295-2112
	川越市	市民税課	049-224-5640		長瀨町	税務課	0494-69-1101		八潮市	市民税課	048-996-2480
こ	川島町	税務課	049-299-1757	に	滑川町	税務課	0493-56-6902	よ	横瀬町	税務会計課	0494-25-0113
	北本市	税務課	048-594-5518		新座市	市民税課	048-424-9601		吉川市	課税課	048-982-5114
こ	行田市	税務課	048-556-1111	は	蓮田市	税務課	048-768-3111	ら	吉見町	税務会計課	0493-54-5029
	久喜市	市民税課	0480-22-1111		鳩山町	税務課	049-296-1211		寄居町	税務課	048-581-2121
こ	熊谷市	市民税課	048-524-1111	ひ	羽生市	税務課	048-561-1121	わ	嵐山町	税務課	0493-62-2153
	鴻巣市	市民税課	048-541-9005		飯能市	市民税課	042-973-2111		和光市	課税課	048-424-9102
	越谷市	市民税課	048-963-9145		東秩父村	税務課	0493-82-1224		蕨市	税務課	048-433-7707

詳しくは、埼玉県ホームページをご覧ください。

埼玉県 特別徴収

検索

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashiindex/z-kyuyo-tokucho.html>

これからは、インターネットで簡単手続！
給与支払報告書等の提出は、

エルタックス
eLTAX

を、ぜひご利用ください！

※このリーフレットでは、個人市町村民税及び個人県民税を「個人住民税」と記載しています。

平成30年度

償却資産（固定資産税）申告の手引

埼玉県熊谷市

本市税務行政につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となり、償却資産を所有されている方は、毎年1月1日（賦課期日）現在所有している償却資産について申告していただくこととなります（地方税法第383条〈固定資産の申告〉）。

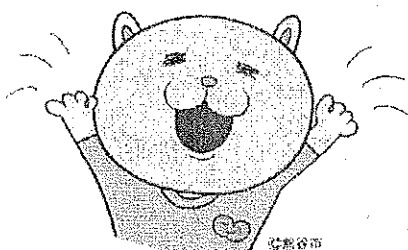
つきましては、当冊子を御参照いただき、同封いたしました償却資産申告書等に必要事項を御記入の上、下記提出期限までに御提出をお願いいたします。

I 償却資産の申告について		ページ	III 償却資産の評価について		ページ
1	申告していただく方	2	1	償却資産の評価と課税について	9
2	提出する書類	2-3	IV その他		
3	電算処理 (eLTAX) により全資産申告をされる場合	3	1	非課税及び課税標準の特例とされる資産について	10
II 償却資産のあらまし			2	「わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）」について	10
1	償却資産の範囲について	4-5	3	虚偽の申告及び不申告について	11
2	償却資産の主な種類について	5	4	実地調査のお願い	11
3	業種ごとの主な償却資産の例	6	※	申告書の書き方	12-15
4	建築設備の家屋と償却資産との区分について	7	※	減価残存率表	16
5	テナント等が取り付けした家屋の付帯設備（特定付帯設備）の課税について	8			
6	リース資産と納税義務者	8			

提出期限：平成30年1月31日（水）

※期限近くは、窓口が混雑しますので、お早めに提出していただきますよう、御協力をお願いいたします。

また、申告書を郵送で提出される方で、控の返送を希望される場合は切手を貼った返信用封筒を同封してください。



市の公認キャラクター
ニャオざね

〈提出先・お問合わせ先〉

熊谷市役所総務部資産税課家屋係

〒360-8601 埼玉県熊谷市宮町二丁目 47 番地 1

電話 048 (524) 1111 (内線) 252,253,370

I 償却資産の申告について

1 申告していただく方

工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸し付けなど、事業を行っている会社や個人の方で、毎年1月1日現在において償却資産を所有されている場合は、地方税法第383条（固定資産の申告）の規定により、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただくことになっています。

2 提出する書類

◎初めて申告される方……全資産を申告してください。

対象者	①平成29年1月2日から平成30年1月1日までの間に、新たに熊谷市内で事業を始められた方（リース資産を設置した場合も含まれます） ②その他、今年度初めて償却資産の申告を行う方
対象資産	平成30年1月1日現在、熊谷市内に所在し、事業の用に供することのできる全償却資産
提出する申告用紙	①償却資産申告書 ②種類別明細書（増加資産・全資産用）
その他	該当する償却資産のない方は、申告書右下の「18 資産について」欄の「資産なし」を○で囲んで提出してください。

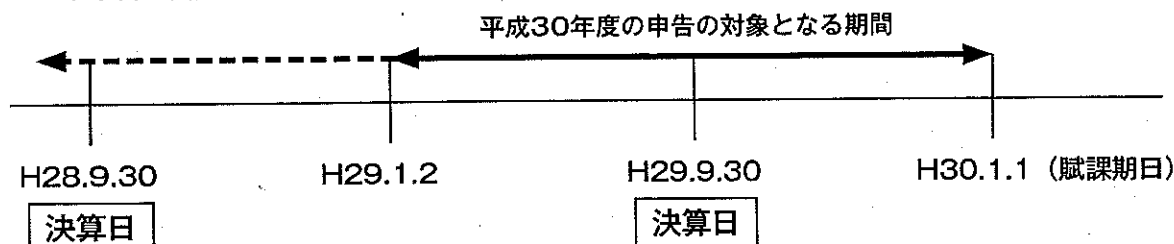
◎前年度までに申告されている方……増減した資産について申告してください。

対象者	前年度（平成29年度）までに申告されている方
対象資産	平成29年1月2日から平成30年1月1日までの増加及び減少資産（ただし、平成30年1月1日以前の増加及び減少でも未申告のものについてはこれを含めてください）（下の例を参照）
提出する申告用紙	①償却資産申告書 ②種類別明細書（増加資産・全資産用）
その他	①年中に増加及び減少資産がなかった場合は、申告書右下の「18 資産について」欄の「増減なし」を○で囲んで提出してください。 ②法人にあっては特に決算日以降の増加・減少資産についても、漏れのないように御注意ください。（下の例を参照）

*電算処理 (eLTAX) により全資産申告をされる方は、3ページをご覧ください。

(例) 1年決算法人で、決算日が9月30日の場合

過年に取得した資産でも
未申告の資産は申告の対象



提出書類一覧表

		申告書	種類別明細書 (増加・全資産)	種類別明細書 (減少)※	備考
初めて申告 される方	資産所有	○	○ (全資産)		
	資産なし	○			申告書中の「18 資産について」欄の「資産なし」を○で囲む
前年度までに申告されている方	①取得・移動による受け入れ・未申告資産がある場合	○	○		
	②売却・減失・移動・修正	○		○	
	上記①と②がある場合	○	○	○	
	増減なし	○			申告書中の「18 資産について」欄の「増減なし」を○で囲む
	廃業・解散・転出	○		○	申告書中の「19 異動事項」欄の該当事項を○で囲み異動年月を記入
	電算申告をしている方	○	○ (全資産)	○ (減少がある場合)	

・熊谷市が送付した明細書を使用する場合は、12ページ以降の記入例をご覧ください。

※種類別明細書（減少）については、同封しておりません。

3 電算処理 (eLTAX) により全資産申告をされる場合

償却資産申告書	<p>①全国統一様式（第 26 号様式）により、記載事項の全てを記載してください。</p> <p>②所有者コード、評価額（ホ）欄、決定価格（ヘ）欄及び課税標準額（ト）欄について、<u>必ず記載してください。</u></p>
種類別明細書 (増加資産・全資産用)	<p>①必ず全資産を申告してください。（資産の種類ごとに区分して、合計額を記載してください。）</p> <p>②前年中の増加・減少資産も、資産の種類ごとに区分して申告してください。</p> <p>③全資産について、評価額を記載してください。</p> <p>④課税標準の特例の適用がある場合には、その特例の率及び課税標準額を記載してください。（特例ごとの集計表も併せて提出していただきますよう、御協力をお願いします。）</p> <p>⑤評価額の最低限度額は、取得価額の 5/100 に相当する額です。</p> <p>⑥改良費のうち資本的支出として資産計上した場合は、本体部と区別して申告してください。</p>

eLTAX（電子申告）による申告……<http://www.eltax.jp>

eLTAXを御利用される場合は、必ず評価額、決定価格、課税標準額の御記入をお願いします。

II 償却資産のあらまし

1 償却資産の範囲について

固定資産税における償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含みます。）をいいます。

なお、「事業の用に供する」とは、必ずしも所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合等においても、償却資産に該当します。

(1) 次のような資産でも事業の用に供することができる状態であれば、申告の対象となります。

- ① 簿外資産（償却済資産を含む）
- ② 建設仮勘定で経理されている資産
- ③ 耐用年数を経過し、減価償却を終えた資産
- ④ 遊休資産（いつでも稼働できる状態にある資産）
- ⑤ 未稼働資産（未だに稼働していないが、すでに完成している資産）
- ⑥ 決算期以後1月1日までの間に取得され、まだ固定資産勘定に計上されていない資産

(2) 少額の減価償却資産の取扱い

	取得価額	国税の取扱い	固定資産税（償却資産）の取扱い
個人の場合 (平成11年1月1日以後 に取得した資産)	10万円未満	必要経費	申告対象外
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	20万円以上	減価償却	申告対象
法人の場合 (平成10年4月1日以後 に開始された事業年度に取 得した資産)	10万円未満	損金算入	申告対象外
		3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	申告対象
		20万円以上	減価償却

※ 「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度」により30万円未満の減価償却資産（合計額300万円まで）を必要経費又は全額損金算入した場合、申告対象となります。

(3) 申告の対象とならないもの

- ① 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの
- ② 無形減価償却資産（特許権・営業権・商標権・ソフトウェア等）
- ③ 繰延資産（開業費・試験研究費等）
- ④ 棚卸資産（貯蔵品・商品等）
- ⑤ 書画・骨とう（ただし、複製のようなもので装飾的な目的にのみ使用しているものは申告対象です。）
- ⑥ 生物（ただし、観賞用・興行用等の生物は申告対象です。）
- ⑦ 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、所有者が取得した際の取得価額が20万円未満のもの。（平成20年4月1日以後契約分）

2 償却資産の主な種類について

資産の種類		細 目 (例)	
第1種	構 築 物	土地に定着した土木設備	広告塔、門、外灯、構内舗装（駐車場の舗装路面も含む）、煙突、緑化施設等
	建物附属設備	建物附属設備	変電設備、蓄電池電源設備、建物から独立した諸設備等 *詳しくは7ページ【4建築設備の家屋と償却資産との区分について】を御参照ください。
		建物の所有者と異なる者（テナント等）が施工した設備	店舗内造作設備、照明設備、給排水衛生設備、ガス設備、空調設備等
第2種	機 械 及 び 装 置	製造機械設備	電気機器製造設備、食品加工設備、金属製品製造設備、その他物品製造・加工・修理等に使用する機械及び装置等
		土木建設機械	建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートを取得している場合は、分類番号が「0」、「00」～「09」、「000～099」のもの。）ブルドーザー、パワーショベル等
		工作機械	旋盤、フライス盤、ボール盤等
		搬送設備	クレーン、コンベアー等
		その他設備	ガソリンスタンド設備、クリーニング設備、洗車業用設備、機械式駐車設備等
第3種	船 船	モーターボート等	
第4種	航 空 機	ヘリコプター等	
第5種	車 両 及 び 運 搬 具	大型特殊自動車のうち建設機械以外のもの（ナンバープレートを取得している場合は、分類番号が「9」、「90」～「99」、「900～999」のもの。）、構内運搬車等	
第6種	工 具、器 具 及 び 備 品	机、いす、キャビネット、金庫、電子計算機、陳列ケース、複写機、看板、医療機器、理容又は美容機器、冷暖房用機器、娯楽用器具、厨房用品、切削工具、測定工具等	

3 業種ごとの主な償却資産の例

業 種	課税対象となる主な償却資産
各 業 種 共 通	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、ネオンサイン、 広告塔、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、フェンス、 パソコン、コピー機、レジスター、金庫、その他
小 売 店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、その他
飲 食 店	接客用の家具及び備品、自動販売機、厨房設備、カラオケセット、テレビ、放送設備、 冷蔵庫、冷凍庫、その他
理 容 業・美 容 業	理・美容いす、洗面設備、消毒殺菌機、タオル蒸器、テレビ、サインポール、看板、 その他
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装設備、看板、その他
医 院・歯 科 医 院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、保育器、 脳波測定器、CTスキャン、歯科診療用ユニット）、各種キャビネット、待合室いす、 その他
工 場	受変電設備、旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、 溶接機、貯水設備、福利厚生設備、その他
建 築 業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリート カッター、ミキサー、大型特殊自動車（ナンバープレートを取得している場合は分類番号 「9」、「90」～「99」、「900～999」、「0」、「00」～「09」、「000～099」のもの。）、その他
パ チ ン コ 店 ゲ ー ム セ ン タ ー	パチンコ台、パチスロ台、ゲームマシン、両替機、玉貸機、カード発行機、防犯監視設備、 その他
自 動 車 修 理 業	旋盤、ボール盤、プレス、溶接機、オイルクリーナー、グラインダー、ドリル、ホーニング、 コンデンサー、その他
ガ ソ リ ン ス タ ン ド	オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、ジャッ キ、ガソリン計量器、地下タンク、照明設備、自動販売機、独立キャノピー、消火設備、 その他
金 属 加 工 業	旋盤、ボール盤、フライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、せん断機、溶接機、グラインダー、 取付工具、切削工具、その他
不 動 産 貸 付 業	金属造・コンクリート造の塀、立体駐車場の機械部分及びターンテーブル、側溝、 発電機設備、中央監視装置、駐車場舗装、門、塀、共同住宅の附帯設備（駐車場、 門、フェンス、植栽、外構など）、その他
駐 車 場 業	屋外照明設備、舗装路面、門、塀、柵、駐車場用機械設備、料金精算装置、その他
農 業	ビニールハウス、農耕用車両（小型特殊自動車を除く）、農業用機械設備、農業用器具、 その他
印 刷 業	各種印刷機、活字製造機、裁断機、その他

4 建築設備の家屋と償却資産との区分について

固定資産税における取扱いでは、家屋に施した建築設備のうち、家屋の所有者が所有するもので、家屋に取り付けられ構造上家屋と一体となり、家屋自体の効用を高めるものについては、家屋として評価しますが、それ以外（構造的に簡単に取り外しが可能なもの等）については償却資産として取り扱われます。

ただし、家屋に含める資産であっても、テナント等が取り付けした家屋の附帯設備（特定附帯設備）は、償却資産としてテナント等が申告をする必要があります。（次ページ【5テナント等が取り付けした家屋の附帯設備（特定附帯設備）の課税について】を参照してください。）

・附帯設備（建築設備）の家屋と償却資産の区分について

区分	家屋に含めるもの (固定資産(家屋)評価基準にあるもの)	家屋に含めないもの (償却資産となる可能性のあるもの)
電気設備	<ul style="list-style-type: none"> ・電灯コンセント配線設備 ・蛍光灯用器具、白熱灯用器具 ・出退表示設備 ・呼出信号設備 ・自動車管制装置 ・盗難非常通報装置 ・電話配線設備 ・電気時計配線設備 ・屋根材一体型ソーラーパネル 	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用発電設備 ・受変電設備 ・ネオンサイン ・スポットライト、投光器 ・家屋と分離している屋外照明設備 ・分電盤より外側の配線 ・電話機、電話交換機 ・親時計、子時計 ・中央監視装置 ・LAN配線 ・太陽電池パネル(屋根材一体型ソーラーパネルを除く)
給排水衛生設備	<ul style="list-style-type: none"> ・給水設備(受水槽を含む) ・排水設備 ・中央式給油設備 ・衛生設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外給水管、屋外排水管 ・配管のない瞬間湯沸器 ・独立した煙突、給水塔
ガス設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス設備(配管、バルブ、ガスカラン) 	<ul style="list-style-type: none"> ・メーターより外側の配管
空調設備	<ul style="list-style-type: none"> ・空調設備 ・冷暖房設備 ・換気設備、換気扇、天井扇 	<ul style="list-style-type: none"> ・ルームエアコン
運搬設備・清掃設備	<ul style="list-style-type: none"> ・気送管設備 ・事務用ベルトコンベアー設備 ・エレベーター ・小荷物専用昇降機 ・エスカレーター ・窓ふき用ゴンドラ 	<ul style="list-style-type: none"> ・工場用ベルトコンベアー ・垂直型搬送機
特殊設備	<ul style="list-style-type: none"> ・固定椅子 ・金庫扉 	<ul style="list-style-type: none"> ・取り外しの容易な簡易間仕切り ・夜間金庫 ・機械式駐車場
屋外設備	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄骨等の非常階段 ・ポーチ ・テラス 	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車置場 ・簡易物置

*一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

5 テナント等が取り付けた家屋の附帯設備（特定附帯設備）の課税について

家屋の所有者以外の者（テナント等）が取り付けた家屋の附帯設備（内部仕上・床仕上・天井仕上・電気設備・給排水設備・ガス設備等）で、事業の用に供することができる資産については、償却資産としてテナント等に課税されるため、申告が必要となります。

附帯設備（建築設備）の家屋と課税区分及び納税義務者について

	取付者	附帯設備	課税区分	納税義務者
①	家屋所有者 (ビル賃貸業)	内部・床・天井の仕上げ、電気設備、 給排水設備、ガス設備	家屋	家屋所有者 (ビル賃貸業)
②	家屋所有者 (ビル賃貸業)	受変電設備	償却資産	家屋所有者 (ビル賃貸業)
③	テナント事業者	看板	償却資産	テナント事業者
④	テナント事業者	内部・床・天井の仕上げ、電気設備、 給排水設備、ガス設備	償却資産	テナント事業者

6 リース資産と納税義務者

リース資産はその契約の内容により、資産を貸している方に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業をしている方に申告していただく場合があります。大きく分類すると、リース資産の契約に応じて次のように申告していただきます。

リース契約の内容	資産を借りている人	資産を貸している人
通常の賃貸借契約によるリース資産 (所有権移転外ファイナンス・リースなど)	× (申告不要)	○ (資産の所在する市(町村)へ申告)
売買にあたるようなリース資産	○ (自己の資産として申告必要)	× (申告不要)

※平成19年度の税制改正により平成20年4月1日以降に締結した所有権移転外ファイナンス・リースについては、所得税・法人税法における所得の計算上、売買取引として取り扱うよう変更されていますが、固定資産税（償却資産）においては、従前のとおり所有者である賃貸人（リース会社等）が申告する必要があります。

※「売買にあたるようなリース」とは、ファイナンス・リースのうちリース期間経過後にその資産を無償または名目的な対価によって譲渡、または無償と変わらない名目的な再リース料で再リースする条件のリース取引です。

※割賦販売により購入した資産は、所有権が売主に留保されている場合（所有権留保付売買）においても、原則として買主の方が申告することになります。

※平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価格が20万円未満のものは申告対象外です。

Ⅲ 償却資産の評価について

1 償却資産の評価と課税について

(1) 納税義務者

賦課期日（毎年1月1日）現在における償却資産の所有者が、納税義務者となります。

(2) 価格の決定

固定資産評価基準により、課税対象の全償却資産一品ごとに取得価額を基礎として取得後の経過年数・耐用年数に応じて定率法による減価償却計算をし、「評価額」を算出し価格を決定します。

評価額の計算方法

前年中に取得した資産	取得価額×減価残存率（前年中取得のもの）
前年前に取得した資産	前年度評価額×減価残存率（前年前取得のもの）

*減価残存率については16ページの表を使用します。

◎次年度以降の算出方法

次年度以降は、前年度評価額に減価残存率を乗じて計算します。

2年目・3年目…と計算して得た評価額が取得価額の5/100に相当する額を下回る場合には、取得価額の5/100に相当する額を評価額とします。

計算例

〔評価額の算出方法〕（概算）

資産の名称等	取得年月	取得価額	耐用年数	平成30年度評価額
舗装路面 (コンクリート敷)	29.9	2,700,000円	15年	2,700,000円 ×0.929 (減価残存率・前年中取得) =2,508,300円 (平成30年度評価額)
ルームエアコン	28.11	500,000円	6年	500,000円 ×0.840 (減価残存率・前年中取得) =420,000円 (平成29年度評価額) 420,000円×0.681 (減価残存率・前年前取得) =286,020円 (平成30年度評価額)

(3) 税額の計算方法

$$\boxed{\text{課税標準額 (1,000円未満切り捨て)}} \times \boxed{\text{税率 (1.4\%)}} = \boxed{\text{税額 (100円未満切り捨て)}}$$

*課税標準額とは熊谷市内に所在する資産の価格（課税標準の特例が適用される場合は、決定価格に特例率を乗じたもの）の合計です。

(4) 免税点

課税標準となるべき額の合計が、150万円に満たない場合は課税されません。

ただし、申告書の提出は必要です。

なお、免税点の判定は、資産の所在する市町村ごとに行います。

IV その他

1 非課税及び課税標準の特例とされる資産について

一定の要件を満たす償却資産は、地方税法第348条の規定により、非課税となるものがあるほか、地方税法第349条の3及び附則第15条の規定等による課税標準の特例制度があります。

特例適用を受ける資産がある場合には、第26号様式別表1《種類別明細書（増加資産・全資産用）》の摘要欄に適用法令・条項を記入するとともに、確認できる書類を添付してください。

課税標準の特例資産の例

資産の種類	適用法令・条項	関係法令	特例割合
ガス事業用資産	地方税法第349条の3第3項	ガス事業法	最初の5年1/3 その後の5年2/3
経営力向上設備等に該当する 一定の機械及び装置	地方税法附則第15条第43項	中小企業等経営強化法	最初の3年1/2

(税制改正等により変更となる場合があります。)

2 「わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）」について

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金の一部を改正する法律の施行により、固定資産税の特例措置に関して、市町村の判断により特例割合を条例で定めることができるようになりました。

この「わがまち特例」の対象となる資産がある場合には、第26号様式償却資産申告書（償却資産課税台帳）の備考欄および第26号様式別表1《種類別明細書（増加資産・全資産用）》の摘要欄に特例のあることを記入するとともに、確認できる書類を添付してください。

課税標準の特例資産（わがまち特例）

資産の種類	具体的な対象資産例	特例割合	特例施設の設置時期
自家消費型太陽光発電設備	太陽光パネル、架台、接続ユニット、 パワーコンディショナー等	最初の3年 2/3	平成28年4月1日～ 平成30年3月31日までの間に 設置されたもの
污水または廃液処理施設	沈殿又は浮上装置、油水分離装置等	1/3	平成26年4月1日～ 平成30年3月31日までの間に 設置されたもの
大気汚染防止法の指定物質 排出抑制施設	テトラクロロエチレン溶剤を使用するドライ クリーニング機に係る活性炭吸着回収装置	1/2	平成26年4月1日～ 平成30年3月31日までの間に 設置されたもの
土壌汚染対策法の特定有害 物質排出抑制施設	フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング に係る活性炭吸着装置	1/2	平成26年4月1日～ 平成30年3月31日までの間に 設置されたもの

(税制改正等により変更となる場合があります。)

3 虚偽の申告及び不申告について

申告すべき事項について、正当な事由がなく申告しなかった場合には、地方税法第386条及び熊谷市税条例第75条の規定により過料を科せられることがあります。

また、申告すべき事項について虚偽の申告をした場合には、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがありますので、御注意ください。

なお、申告漏れ等の場合、申告していただいた年度だけでなく、資産を取得された年の翌年度まで遡及課税（最大5年間）となりますので、御注意ください。

<熊谷市税条例より抜粋>

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第75条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が第74条又は法第383条の規定によって申告すべき事項について正当な事由がなく申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき期限は、その発付の日から10日以内とする。

<地方税法より抜粋>

(固定資産に係る虚偽の申告等に関する罪)

第385条 前3条の規定によって申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、一年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

4 実地調査のお願い

地方税法第408条に基づいて、実地調査を行うことがありますので、御協力をお願いします。

また、この実地調査に伴って修正申告をお願いすることがあります。その場合の課税年度は、現年度だけでなく、過年度（最大5年間）に遡及することもありますのであらかじめ御承知おきください。

※太陽光発電設備について

太陽光発電設備を設置された方で以下の課税対象に該当する場合は償却資産の申告が必要です。ただし、個人（住宅用）の余剰売電であっても発電出力が10kw以上のものは課税の対象となります。

	全量売電	余剰売電
法人	課税対象	課税対象
個人（事業用）	課税対象	課税対象
個人（住宅用）	課税対象	課税対象外

申告書の書き方

(1) 申告の方法

- 統一様式の用紙による申告をお願いいたします。
- 電子計算機処理による全資産申告の場合は、賦課期日現在における全資産を資産の種類ごとに取得価額、評価額、決定価格及び課税標準額について申告してください。また、明細ごとに申告する場合は増加資産、減少資産及び修正のある資産について申告してください。

(2) 償却資産申告書の書き方

① 申告書

平成 年度

受付印

平成 年 月 日

埼玉県熊谷市長 へて

償却資産申告書 (償却資産課税台帳)

※ 所有者コード

所有者	1 住所 <small>(ふりがな)</small> ① <small>又は納税通知書送達先</small>	3 個人番号又は法人番号	8 短縮耐用年数の承認	有・無
	2 氏名 <small>(ふりがな)</small> ② <small>法人にあってはその名称及び代表者の氏名</small>	4 事業種目 (資本等の金額) (百万円)	9 増加償却の届出	有・無
	5 事業開始年月	6 この申告に 応答する者の 係及び氏名	10 非課税該当資産	有・無
	7 税理士等の 氏名		11 課税標準の特例	有・無
			12 特別償却又は圧縮記帳	有・無
			13 税務会計上の償却方法	定率法・定額法
			14 青色申告	有・無

資産の種類	(6) 取得価額				15 市内における 事業所等資産の 所在地
	前年前に取得したもの (イ)	前年前に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)	
1 構築物					① ② ③ 16 借用資産 貸主の名称等 ⑧ (有・無)
2 機械及び器具					
3 船舶					
4 航空機					
5 車両及び 運搬具					
6 工具、器具 及び備品					
7 合計					

資産の種類	評価額 (ホ)	決定価額 (ヘ)	課税標準額 (ト)	18 資産について 減価するものに○	増減なし	資産なし
1 構築物				19 異動事項 休業・廃業 解散・市外転出 異動年月 年月	20 備考 (名称・住所変更・添付書類等)	
2 機械及び器具						
3 船舶						
4 航空機						
5 車両及び 運搬具						
6 工具、器具 及び備品						
7 合計						

第二十六号様式 (提出用)

埼玉県熊谷市

① 1 住所

法人の場合は、納税通知書等の送付先、個人の場合は、所有者の住所を記入し、ふりがなをつけてください。住所が違っていた場合は、訂正してください。

② 2 氏名

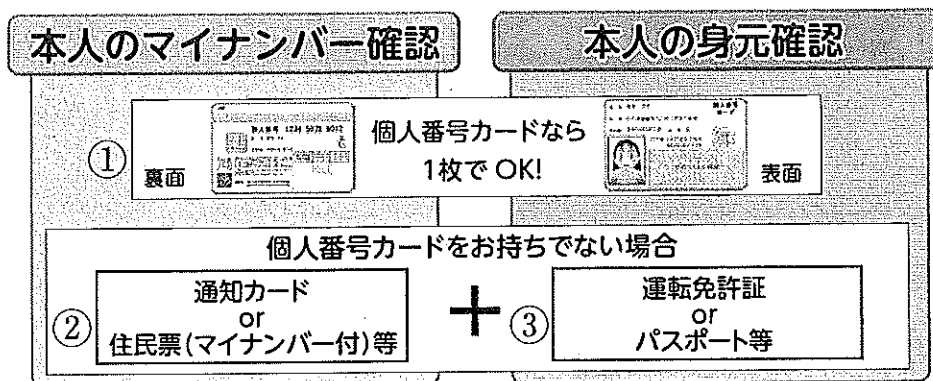
法人の場合は、その法人名・代表者の氏名を、個人の場合は、所有者の氏名・屋号を記入し、ふりがなをつけてください。氏名が違っていた場合は、訂正してください。

③ 3 個人番号又は法人番号

個人番号又は法人番号を記入してください。

◆**個人事業主の場合**（太陽光パネル設置者、アパート経営者等）

申告書に個人番号を記入し、下記のを添付、提示のうえ申告をお願いします。



【郵送で申告書を送付する場合】

①または②、③のコピーを添付

【窓口本人が直接お持ちいただく場合】

①または②、③を提示

【代理人を通して申告する場合】

①または②のコピー、委任状および代理人の身分を証明するもの

【使用者による提出の場合】

（書類の訂正等の権限を持たず、郵便配達員と同様に届けるだけの委任）

①または②、③のコピーを添付

※使用者の場合、書類の訂正、追記、記載内容に関する質問への応答などは不可。

◆**法人の場合**

申告書に法人番号の記入をお願いします。

- ④ 5 事業開始年月
事務所又は事業所の事業開始年月を記入してください。
- ⑤ 6 この申告に应答する者の係及び氏名
- ⑤ 7 税理士等の氏名
この申告の内容について应答のできる方の氏名及び電話番号を記入してください。
- ⑥ 取得価額
前年中に増加資産・減少資産があった場合は、それぞれ取得価額を記入してください。
- ⑦ 15 市内における事業所等資産の所在地
熊谷市内における資産の所在地を記入してください。なお、2か所以上の場合は、それぞれの所在地を記入してください。
- ⑧ 16 借用資産
借用資産がある場合は、貸主を記入してください。
- ⑨ 18 資産について
「昨年までに申告された償却資産の明細書」と比較して異動がない場合には「増減なし」を○で囲んでください。熊谷市内に償却資産を所有していない方は「資産なし」を○で囲んでください。
- ⑩ 19 異動事項
「休業」、「廃業」、「解散」及び「市外転出」された場合は、該当項目を○で囲み、その年月を記入してください。

② 種類別明細書

第二十六号様式別表一(提出用)

平成 年度		種類別明細書(増加資産・全資産用)										② 所有者名	
① 所有者コード												枚のうち	
												枚目	
行 番 号	資産 の 種 類 ④	資産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等 ⑤	数 量	取 得 年 月 ⑥ 年 月	取 得 価 額 ⑦ 円	耐 用 年 数 ⑧	減 価 償 却 率	価 額	課 税 標 準 の 特 別 率 ⑨	課 税 標 準 額	増 加 事 由 ⑩	摘 要
01	3							0.					1-2 3-4
02								0.					1-2 3-4
03								0.					1-2 3-4

- ①所有者コード……記入しないでください。
- ②所 有 者 名……法人名、所有者氏名を必ず記入してください。
- ③資産の種類……「1. 構築物」、「2. 機械及び装置」、「3. 船舶」、「4. 航空機」、「5. 車両及び運搬具」、「6. 工具、器具及び備品」の資産の種類に対応する1から6までの数字を記入してください。
- ④資産コード……記入しないでください。
- ⑤資産の名称等……資産の品名及び型式等を漢字、カタカナ、ひらがな、アルファベット、数字を使って、左から順次記入してください。
- ⑥取 得 年 月……年号は「1. 明治」、「2. 大正」、「3. 昭和」、「4. 平成」の対応する1から4までの数字を記入してください。また、実際に取得した年月を記入してください。
- ⑦取 得 価 額……償却資産を取得するためにその取得時において通常支出すべき金額（資産の取得に要した荷造費、輸送費、据付費、運送保険料などの付帯費の額も含む）を記入してください。
- ⑧耐 用 年 数……減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6に掲げる耐用年数を記入してください。ただし、法人税法施行令第57条第1項又は所得税法施行令第130条第1項の規定により国税局長の承認を受けた短縮耐用年数によるものにあつては当該耐用年数を記入してください。
- ⑨増 加 事 由……1. 新品取得、2. 中古品取得、3. 移動による受入、4. その他のいずれかに○印をつけてください。
- ⑩摘 要……課税標準の特例が適用される資産を新規に申告される場合は、関係条項を記入してください。また、耐用年数省令の改正により耐用年数を変更した資産の場合は「省令改正」と記入してください。

㊦前年中(平成29年中)に資産の増加があつた場合

白紙の種類別明細書(増加資産・全資産用)に、所有者名、資産の種類、名称、数量、取得年月、取得価額、耐用年数、増加事由、特例のある場合は関係条項を記入してください。なお、名称は、漢字、カタカナ、ひらがな、アルファベット、数字を使用し、左から順次記入してください。

平成 年度		種類別明細書(増加資産・全資産用)										所有者名		枚のうち	
※所有者コード												〇〇産業		枚目	
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数	取得年月		取得価額	耐用年数	(ロ)減価残存率	価額	(ハ)課税標準の特例	課税標準額	増加事由	摘要	
					年	月									千円
01	1		看板工事	1	4	29	277,100	20	0.				①-2 3-4		
02									0.				1-2 3-4		
03	2		セメント製造設備	1	4	29	500,000	9	0.				①-2 3-4		
04									0.				1-2 3-4		
05									0.				1-2 3-4		

①前年中（平成29年中）に資産の減少があった場合

全部減少の場合は、打ち出されたリストの減少した資産の欄を、資産の名称等から価額までを2本線で消し、摘要欄に減少理由、年月を記入してください。①

一部減少の場合は、打ち出されたリストの減少した資産の欄を、数量、取得価額のみを2本線で消し、残った分を下欄に記入してください。②

平成 30 年度		種類別明細書(増加資産・全資産用)										所有者名		3枚のうち	
※所有者コード												〇〇産業		1枚目	
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数	取得年月		取得価額	耐用年数	(ロ)減価残存率	価額	(ハ)課税標準の特例	課税標準額	増加事由	摘要	
					年	月									千円
01	1	1	看板工事	1	4	22	277,100	20	0.	165,034			1-2 3-4	29.10. / 取り壊し	
02									0.				1-2 3-4		
03	6	2	ノートパソコン	2	4	22	256,600	4	0.562	19,991			1-2 3-4	29.10. / 一部売却	
04				1			728,300		0.				1-2 3-4		
05	6	3	冷暖房機	1	4	22	160,100	6	0.681	28,923			1-2 3-4		

②資産の名称等を修正する場合

リストに打ち出された名称、数量、取得年月、取得価額、耐用年数に誤りがあった場合、訂正部分を2本線で消し、正しいものを下欄に記入してください。

平成 30 年度		種類別明細書(増加資産・全資産用)										所有者名		3枚のうち	
※所有者コード												〇〇産業		2枚目	
行番号	資産の種類	資産コード	資産の名称等	数	取得年月		取得価額	耐用年数	(ロ)減価残存率	価額	(ハ)課税標準の特例	課税標準額	増加事由	摘要	
					年	月									千円
01	1	1	看板工事	1	4	22	277,100	20	0.891	104,014			1-2 3-4		
02			本店看板工事						0.				1-2 3-4		
03	2	2	セメント製造	1	4	19	11,900,000	9	0.838	1,565,117			1-2 3-4	省令改正	
04								9	0.				1-2 3-4		
05	6	3	冷暖房機	1	4	22	160,100	6	0.681	8,005			1-2 3-4		

※省令改正により耐用年数を修正する場合

省令改正により耐用年数を変更する場合は、打ち出された耐用年数を2本線で消し、省令改正後の耐用年数をその下欄に記入してください。また「摘要」欄には「省令改正」と記入してください。

減価残存率票

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中 [㉠] 取得のもの	前年前 [㉢] 取得のもの		前年中 [㉠] 取得のもの	前年前 [㉢] 取得のもの		前年中 [㉠] 取得のもの	前年前 [㉢] 取得のもの
2	0.658	0.316	35	0.968	0.936	68	0.983	0.967
3	0.732	0.464	36	0.969	0.938	69	0.983	0.967
4	0.781	0.562	37	0.970	0.940	70	0.984	0.968
5	0.815	0.631	38	0.970	0.941	71	0.984	0.968
6	0.840	0.681	39	0.971	0.943	72	0.984	0.968
7	0.860	0.720	40	0.972	0.944	73	0.984	0.969
8	0.875	0.750	41	0.972	0.945	74	0.984	0.969
9	0.887	0.774	42	0.973	0.947	75	0.985	0.970
10	0.897	0.794	43	0.974	0.948	76	0.985	0.970
11	0.905	0.811	44	0.974	0.949	77	0.985	0.970
12	0.912	0.825	45	0.975	0.950	78	0.985	0.971
13	0.919	0.838	46	0.975	0.951	79	0.985	0.971
14	0.924	0.848	47	0.976	0.952	80	0.986	0.972
15	0.929	0.858	48	0.976	0.953	81	0.986	0.972
16	0.933	0.866	49	0.977	0.954	82	0.986	0.972
17	0.936	0.873	50	0.977	0.955	83	0.986	0.973
18	0.940	0.880	51	0.978	0.956	84	0.986	0.973
19	0.943	0.886	52	0.978	0.957	85	0.987	0.974
20	0.945	0.891	53	0.978	0.957	86	0.987	0.974
21	0.948	0.896	54	0.979	0.958	87	0.987	0.974
22	0.950	0.901	55	0.979	0.959	88	0.987	0.974
23	0.952	0.905	56	0.980	0.960	89	0.987	0.974
24	0.954	0.908	57	0.980	0.960	90	0.987	0.975
25	0.956	0.912	58	0.980	0.961	91	0.987	0.975
26	0.957	0.915	59	0.981	0.962	92	0.987	0.975
27	0.959	0.918	60	0.981	0.962	93	0.987	0.975
28	0.960	0.921	61	0.981	0.963	94	0.988	0.976
29	0.962	0.924	62	0.982	0.964	95	0.988	0.976
30	0.963	0.926	63	0.982	0.964	96	0.988	0.976
31	0.964	0.928	64	0.982	0.965	97	0.988	0.977
32	0.965	0.931	65	0.982	0.965	98	0.988	0.977
33	0.966	0.933	66	0.983	0.966	99	0.988	0.977
34	0.967	0.934	67	0.983	0.966	100	0.988	0.977

〒360-8601

埼玉県熊谷市宮町二丁目 47 番地 1

熊谷市役所総務部資産税課
(償却資産担当) 行



このラベルを切り取り、申告書
送付の際に封筒に貼り付けて
御利用ください。